

令和7年度 町県民税・国保税 所得申告のご案内

町県民税・国保税の令和7年度（令和6年中の収入）の所得申告の時期となりました。下記の日程で申告とご相談をお受けしますので、この期間に申告を行なってください。

国保加入者、公営住宅入居者、ひとり親、ひとり親医療受給者の方は、収入の有無に関わらず申告が必要となります。

（国保税には、所得を基準として税額が軽減（減額）される制度があります。申告がなければ軽減が受けられません）

○相談会場 奈半利町役場

○相談日

相談対象地区	相談日（土日祝日除く）	相談時間
加領郷、大原、西の平、六本松平、花田、宇川、須川、久礼岩	2月17日（月） ～26日（水）	午前 9時30分 ～ 午後 4時00分 （正午～午後1時00分 休憩します）
弓場、法恩寺、宮の岡、生木、東浜車瀬、中里、百石、樋ノ口、上長田	2月27日（木） ～3月7日（金）	
下長田、平松、東町、立町横町、米ヶ岡、池里、港町	3月10日（月） ～17日（月）	

※ 都合がつかない方は該当日外でも申告を受けますが、混雑防止の為、出来るだけ該当日にお越し下さい

○申告に必要なもの

□マイナンバーカード

※マイナンバーカードをお持ちでない方は、「マイナンバーの記載があるもの」+「写真付き身分証明書等（運転免許証・パスポート・身体障害者手帳・税務署からのお知らせハガキなどのうちいずれか1つ）」の両方をご持参ください。

□令和6年中の所得がわかる資料（給与、公的年金の源泉徴収票、事業収入と経費のわかる記録簿[収支表]など）

□生命保険料控除証明書、地震保険料等控除証明書（生保会社等発行のもの）

□健康保険等（国保税、後期高齢保険料、介護保険料、任意継続健康保険料）の支払額証明書（領収書など）

□国民年金保険料支払額証明書又は領収書

□医療費控除を受ける場合、領収書（各自において医療受診者ごとに医院機関別の支払額の集計をしておいてください）

□所得税の確定申告をされる方で、税務署からの書類やハガキが届いている方は、その一式

□所得税の還付請求をされる場合、公金受取口座を利用されない方は、ご本人の口座番号を控えてきてください。

※ 所得税の申告には、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となっております。

奈半利町役場 総務課 税務係（電話38-4011）